

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)の制定等に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例(平成 3 年滋賀県条例第 17 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)の失効および過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第 10 条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第9条まで 省略 (返還の免除)</p> <p>第10条 知事は、前条第1項の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 社会福祉士修学資金について返還債務の履行の猶予を受けている者が、相談援助の業務に引き続き7年間（<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u>第2条第1項に規定する<u>過疎地域をいう</u>。以下同じ。）において相談援助の業務に従事した場合または中高年離職者（離職して2年以内に社会福祉士養成施設または介護福祉士養成施設に入学した者であつて、当該入学をした時に45歳以上であるものをいう。以下同じ。）が相談援助の業務に従事した場合にあつては、3年間）従事したとき。</p> <p>(2)から(4)まで 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条から第9条まで 省略 (返還の免除)</p> <p>第10条 知事は、前条第1項の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 社会福祉士修学資金について返還債務の履行の猶予を受けている者が、相談援助の業務に引き続き7年間（<u>過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>第2条第1項に規定する<u>過疎地域をいい、同法の規定により過疎地域とみなされる区域を含む</u>。以下同じ。）において相談援助の業務に従事した場合または中高年離職者（離職して2年以内に社会福祉士養成施設または介護福祉士養成施設に入学した者であつて、当該入学をした時に45歳以上であるものをいう。以下同じ。）が相談援助の業務に従事した場合にあつては、3年間）従事したとき。</p> <p>(2)から(4)まで 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>